

日米防衛協力のための指針

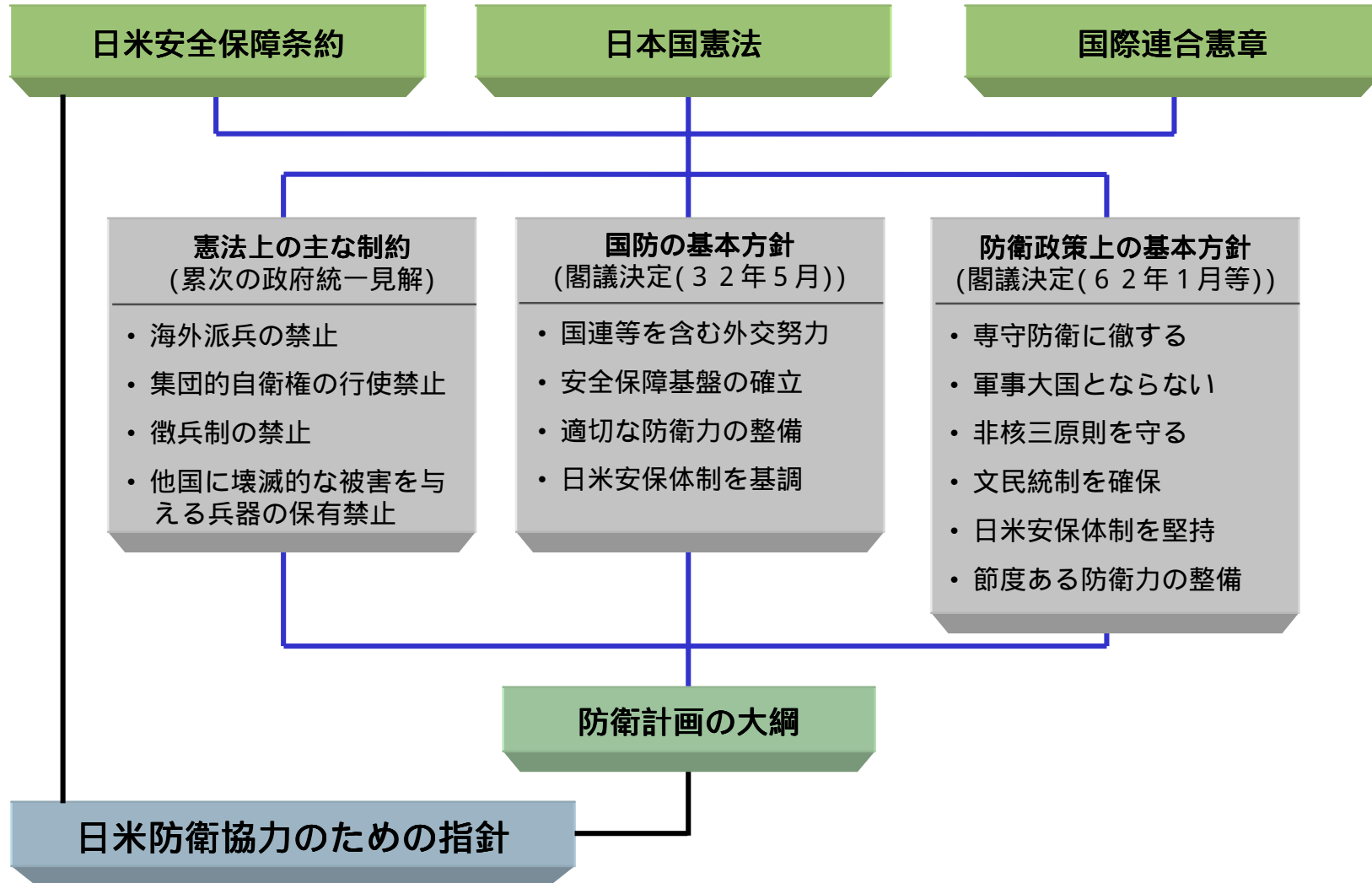
防 衛 庁

(<http://www.jda.go.jp>)

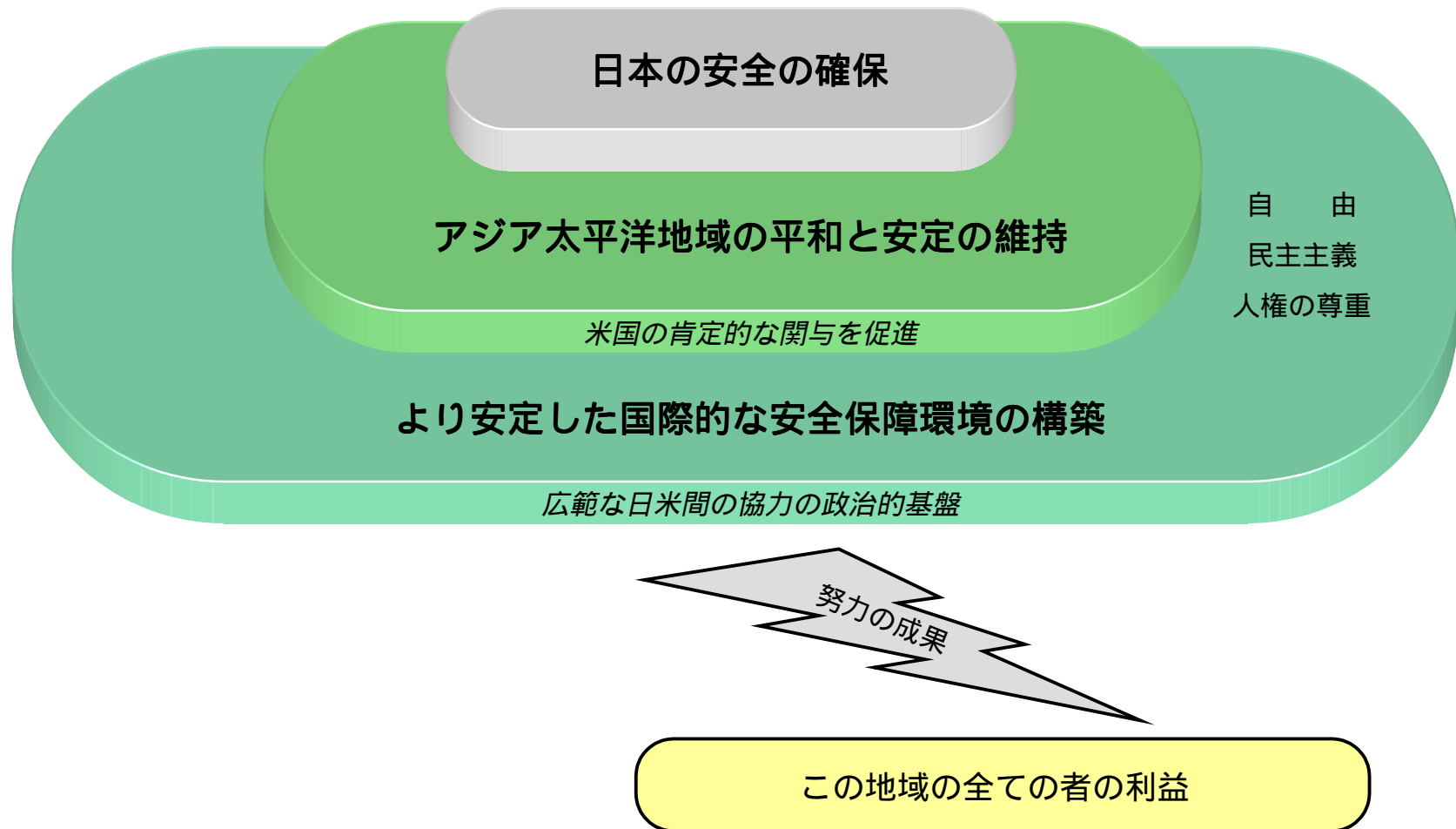
目 次

○ 我が国の防衛政策の枠組み	1
○ 日米同盟関係の意義	2
○ 「指針」見直しの背景及び経緯	3
指針の目的	4
基本的な前提及び考え方	4
平素から行う協力	5
日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等	7
日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に 重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力	1 2
指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み	1 5
指針の適時かつ適切な見直し	1 6
○ 参考資料	

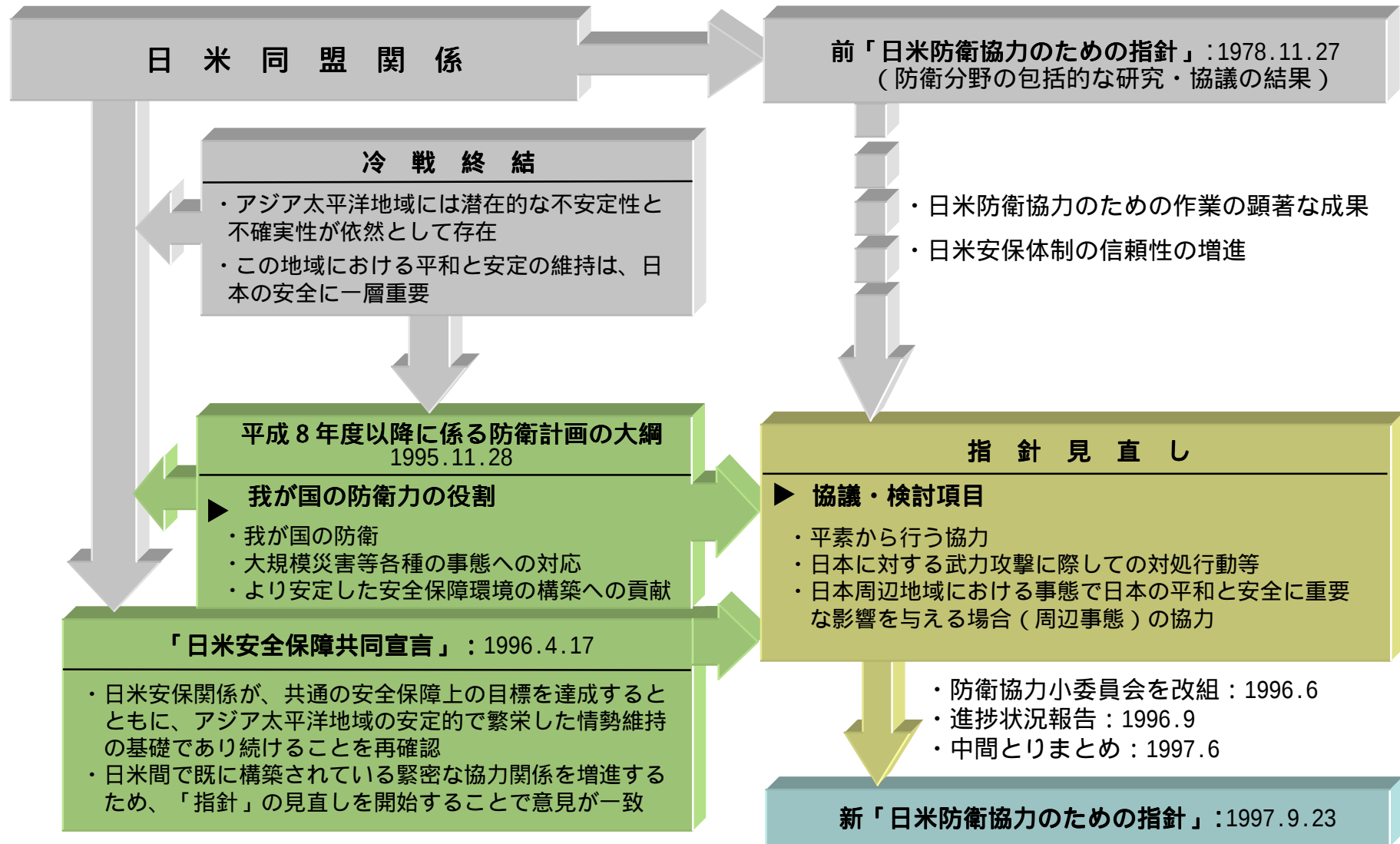
我が国の防衛政策の枠組み



日米同盟関係の意義



「指針」見直しの背景及び経緯



日米防衛協力のための指針

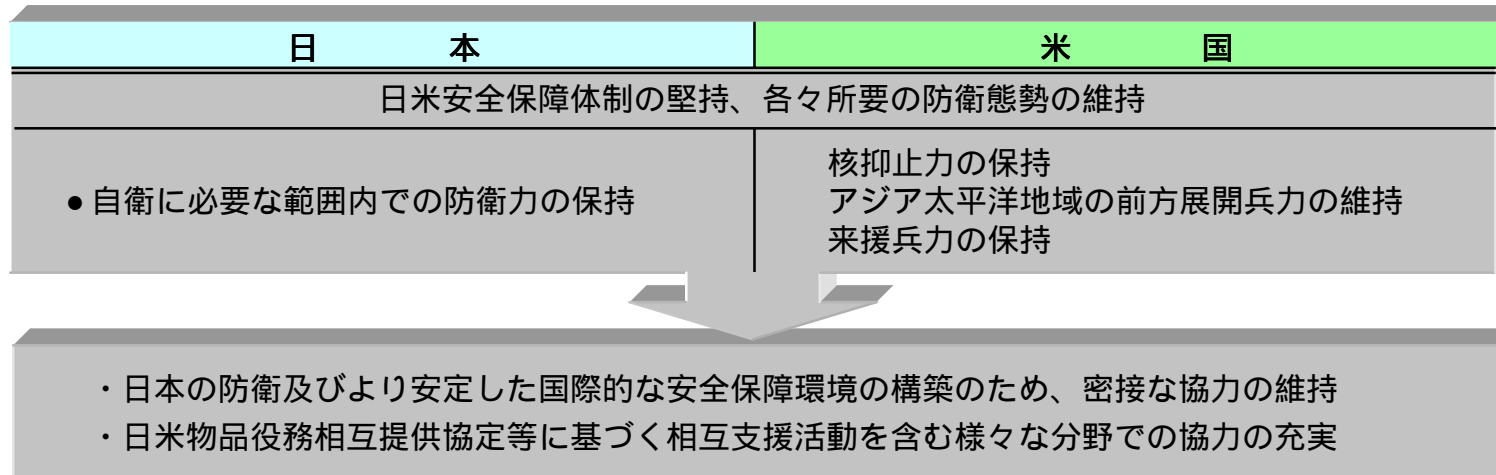
指針の目的

- ▶ より効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための堅固な基礎を構築すること
- ▶ 日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方についての一般的な大枠及び方向性を示すこと

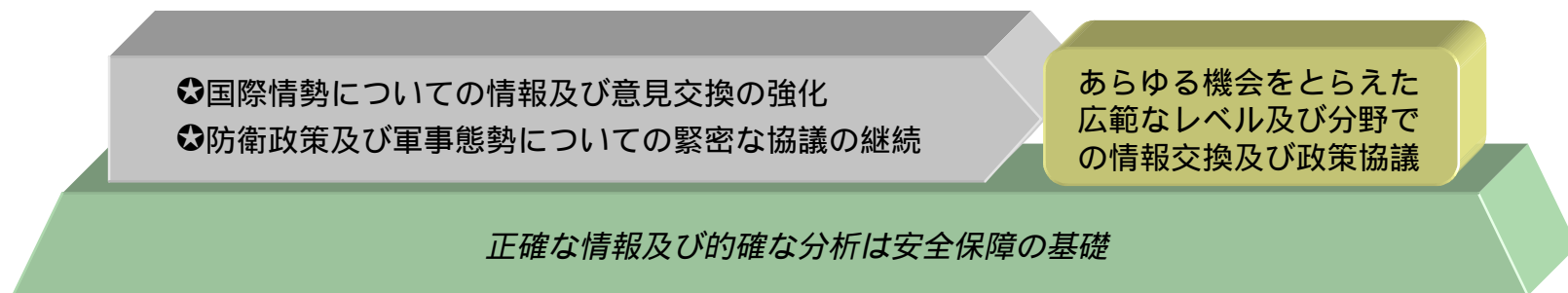
基本的な前提及び考え方

- 1 日米安保条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更せず
- 2 日本の行為は、憲法上の制約の範囲内で、専守防衛、非核三原則等の基本的方針に従って実施
- 3 日米両国の行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国連憲章等の国際約束に合致
- 4 立法上、予算上又は行政上の措置を義務づけないが、日米両国政府が各々の判断に従い、具体的な政策や措置に適切に反映することを期待

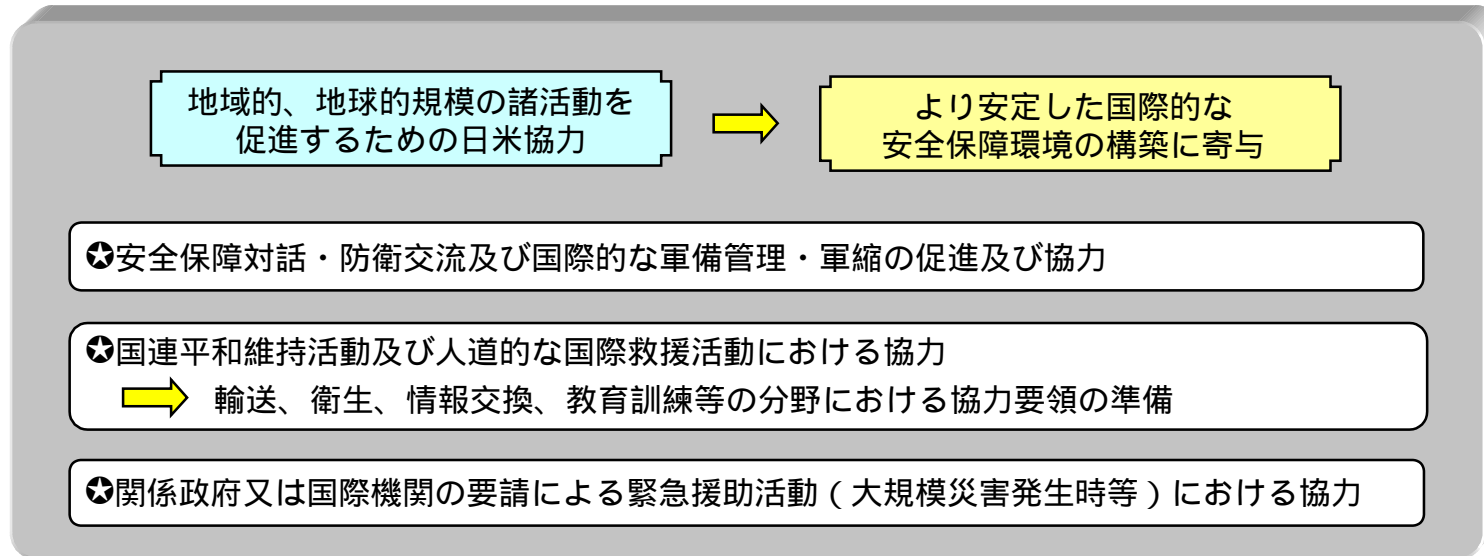
平素から行う協力



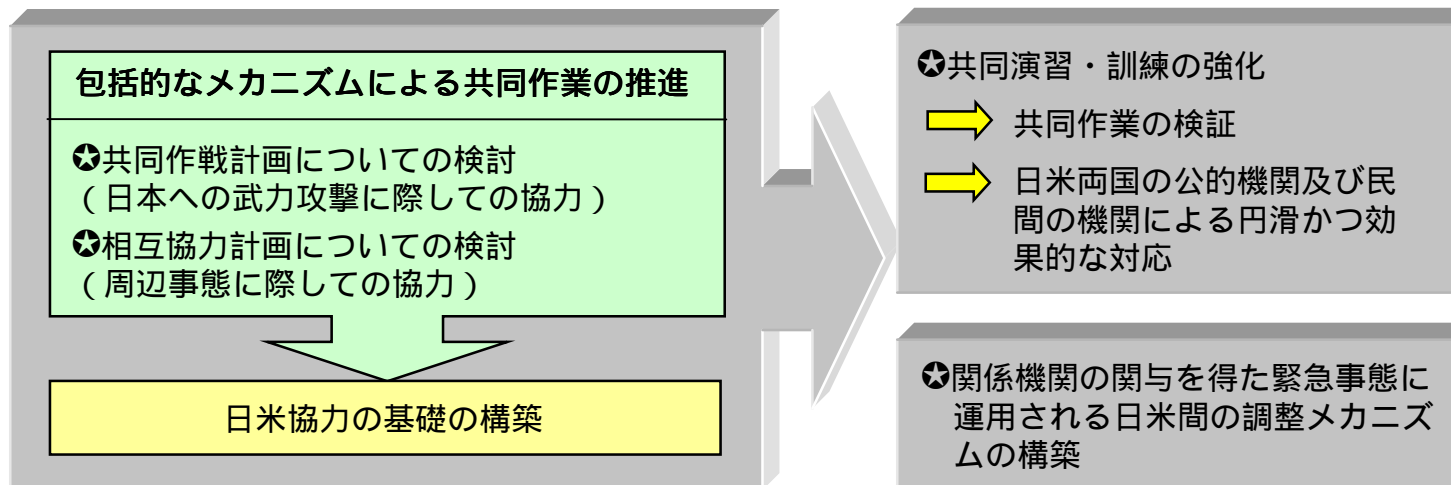
1 情報交換及び政策協議



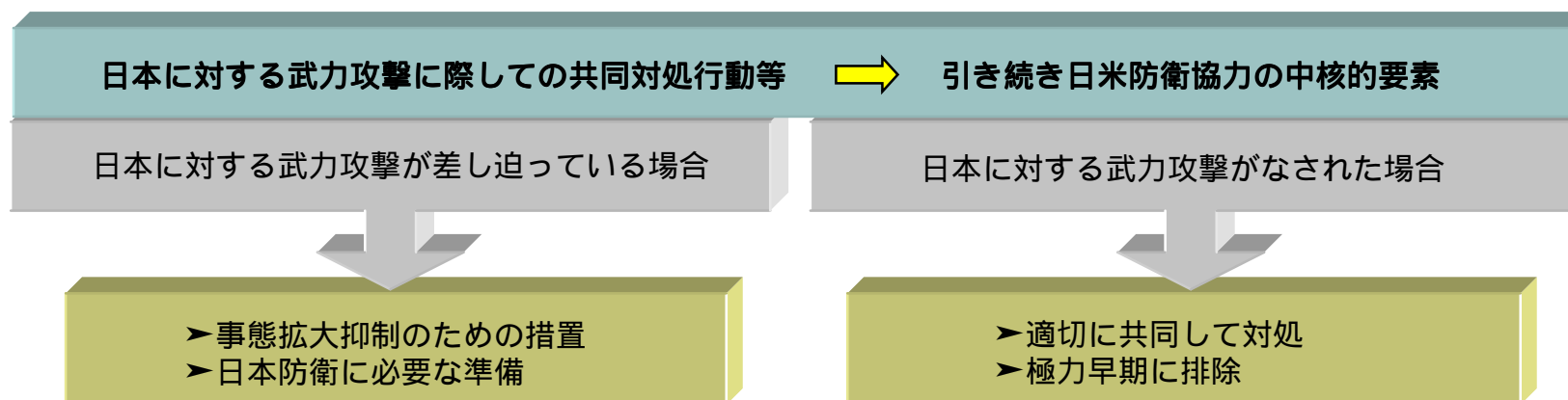
2 安全保障面での種々の協力



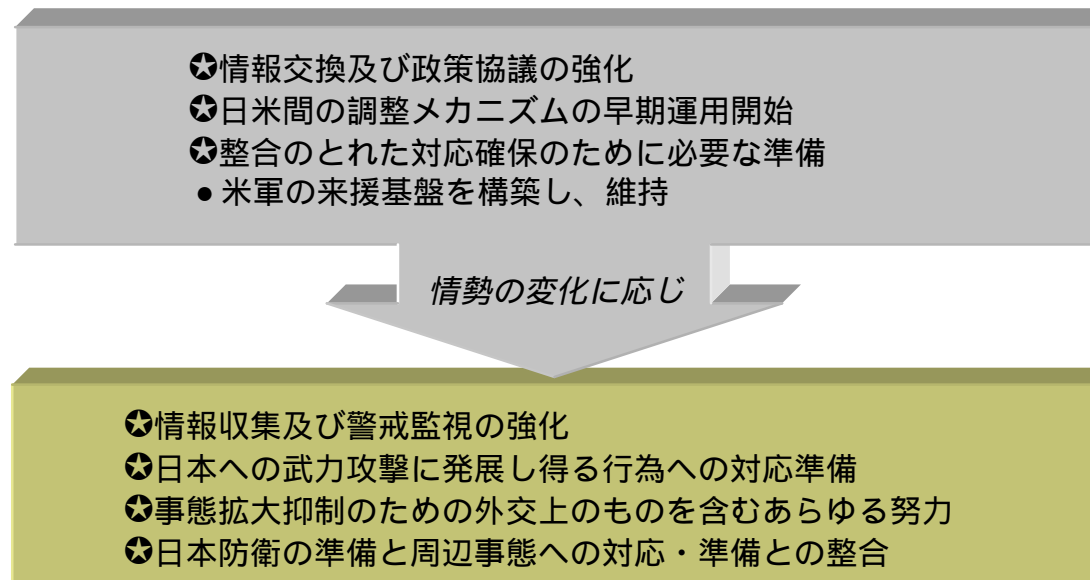
3 日米共同の取組み



日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

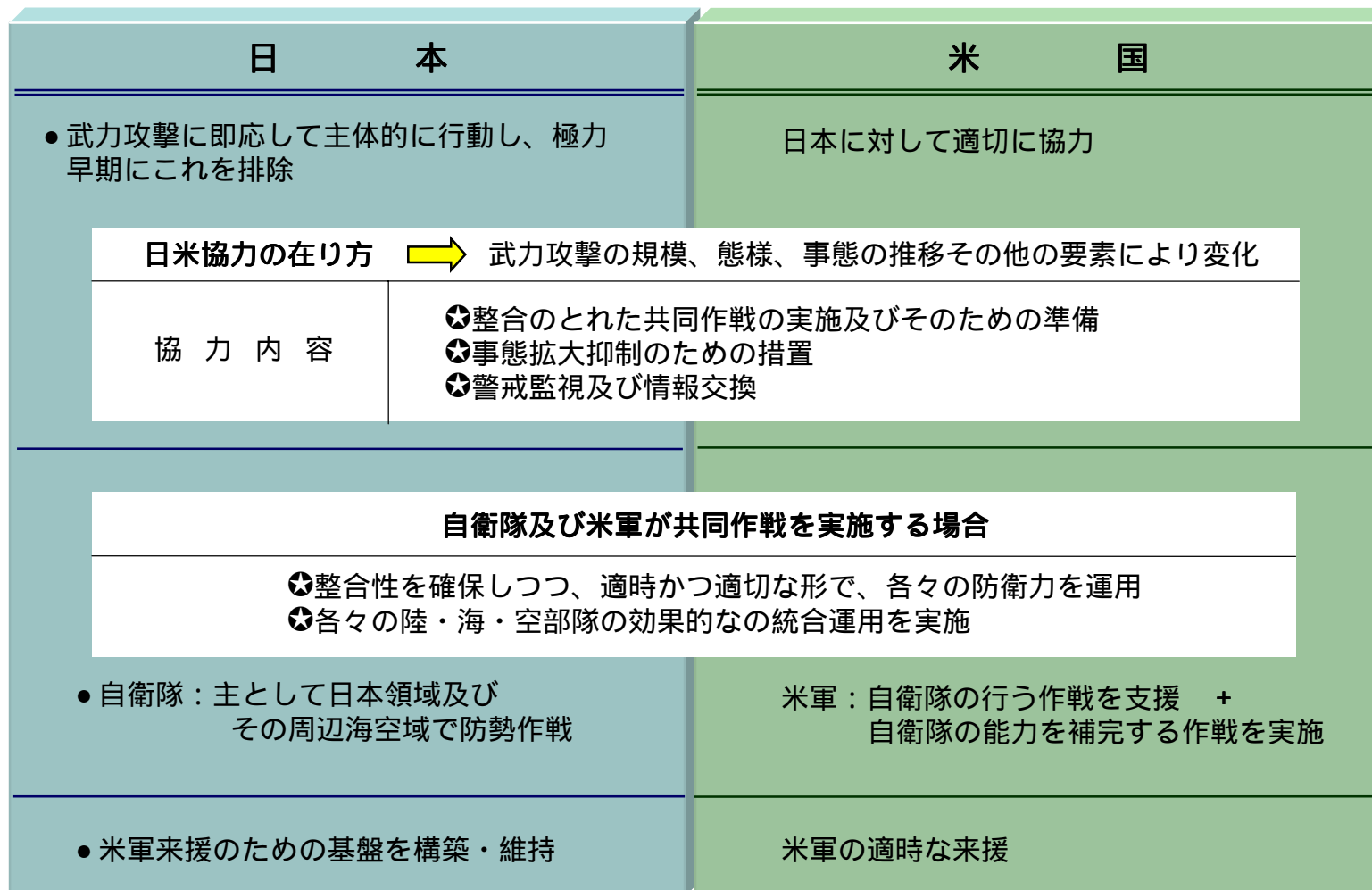


1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合



2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処のための基本的考え方



(2) 作戦構想

		自 衛 隊	米 軍
日本に対する航空 侵攻に対処するた めの作戦		✪日本に対する航空侵攻に対処するための共同作戦を実施	
		● 防空のための作戦を主体的に実施	自衛隊の行う作戦を支援 打撃力の使用を伴う作戦を含め自衛隊の能力 を補完する作戦を実施
日本周辺海域の防 衛及び海上交通の 保護のための作戦		✪日本周辺海域の防衛、海上交通の保護のための共同作戦を実施	
		● 日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺 海域での船舶の保護、その他の作戦を主体的 に実施	自衛隊の行う作戦を支援 機動打撃力の使用を伴う作戦を含め、自衛隊 の能力を補完する作戦を実施
日本に対する着上 陸侵攻に対処する ための作戦		✪日本に対する着上陸侵攻に対処するための共同作戦を実施	
		● 日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するた めの作戦を主体的に実施	主として自衛隊の能力を補完する作戦を実施 侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力 早期に来援し、自衛隊の作戦を支援
その他の脅威への対応	不正規型攻撃 (ゲリラ・コマ ンドウ攻撃等)	● 極力早期に阻止し排除するための作戦を主体 的に実施 ● 関係機関と密接に協力、調整	事態に応じて自衛隊を適切に支援
	弾道ミサイル 攻撃	✪攻撃に対応するため密接に協力、調整	
			日本に対し必要な情報を提供 必要に応じ打撃力を有する部隊の使用を考慮

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、
各々の指揮系統に従って行動

効果的な共同作戦の実施

役割分担の決定、作戦行動の整合性の
確保等についての手続を予め作成

日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間の必要な調整の実施

自衛隊及び米軍の効果的な共同作戦の実施

作戦、情報活動及び後方支援について調整メカニズム
(日米共同調整所を含む)を通じて相互に緊密に調整

通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援

情報活動

日米両国政府の効果的な共同作戦の実施

▶ 情報活動の協力(情報要求、収集、処理及び配布)
▶ 共有した情報の保全に関し各々が責任を負担

後方支援活動

★自衛隊及び米軍： 日米両国政府間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施

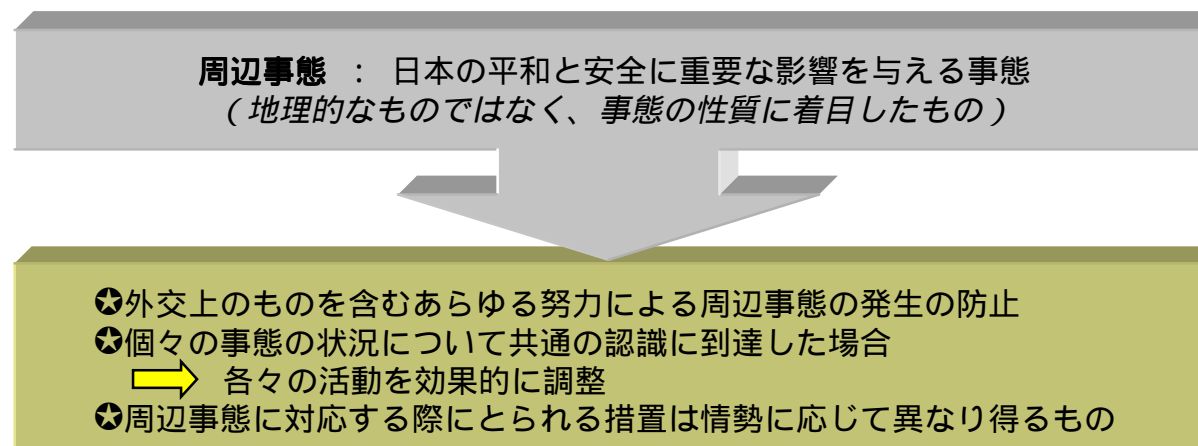
★日米両国政府： 後方支援の効率性の向上  各々の能力不足の軽減

中央政府及び地方公共団体の権限、能力
並びに民間が有する能力の適切な活用

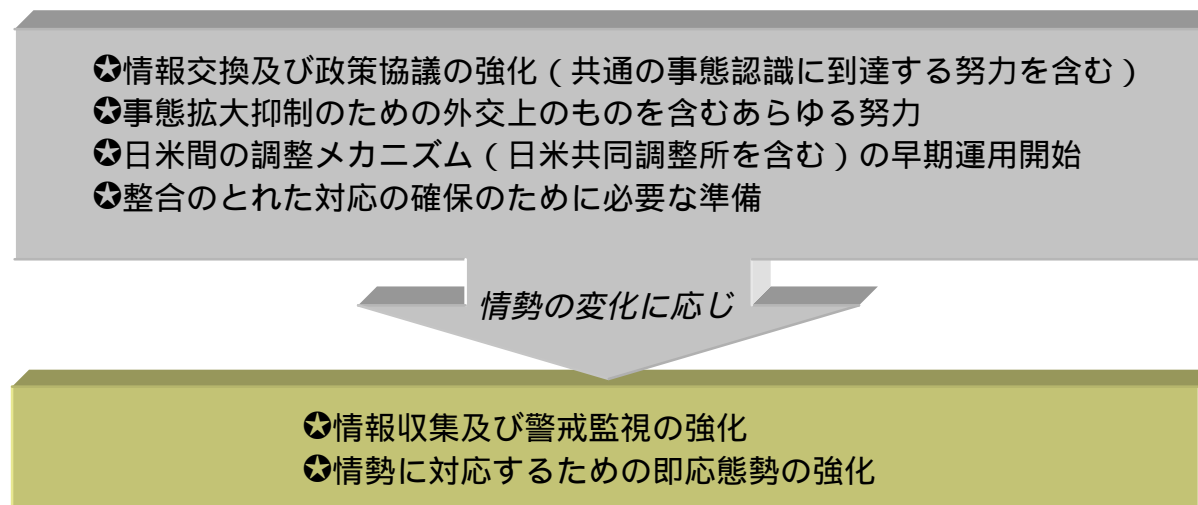
特に配慮する事項

補 給	●日 本：日本国内における補給品の取得を支援 - 米 国：米国製の装備品等の補給品の取得を支援
輸 送	★日米両国政府：米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動を緊密に協力
整 備	●日 本：日本国内において米軍の装備品の整備を支援 サルベージ及び回収に関する支援 - 米 国：米国製の品目（日本の能力が及ばないもの）の整備を支援 （整備の支援：必要に応じ整備要員の技術指導を含む）
施 設	●日本：必要に応じ、日米安保条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供 ★自衛隊及び米軍：効果的かつ効率的な作戦実施のため、日米安保条約及びその関連取極に従って自衛隊の施設及び米軍の施設・区域を共同使用
衛 生	★日米両国政府：衛生の分野において、傷病者の治療、後送等の相互支援

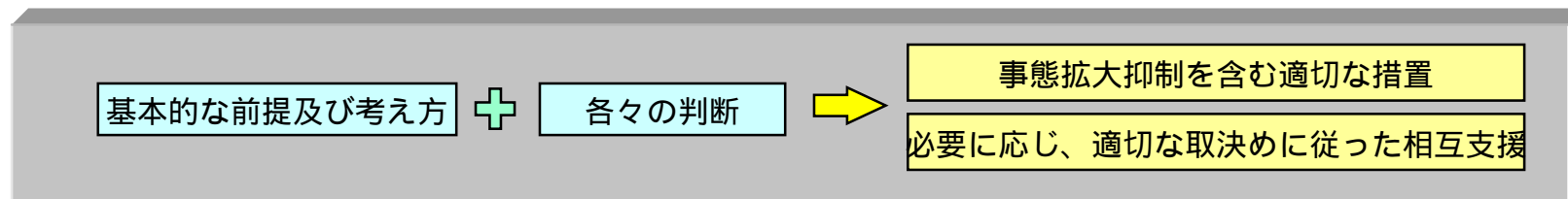
日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力



1 周辺事態が予想される場合



2 周辺事態への対応



(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

各々の判断の下に実施することができるが、日米両国間の協力は、その実効性を高める効果

救援活動及び避難民への対応のための措置

- ★現地当局の同意と協力を得つつ救援活動を実施（各々の能力を勘案しつつ、必要に応じ協力）
- ★避難民の取扱いについて必要に応じ協力
避難民が日本の領域に流入してくる場合 → 主として日本が責任を持って対応、米国は適切に支援

捜 索 ・ 救 難

- 日本：日本の領域及び戦闘地域とは一線を画した日本の周囲の海域での捜索・救難活動
- 米国：米軍が活動している際に、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動

非戦闘員を退避させるための活動

- ★自国の国民の退避及び現地当局との関係について日米両国政府各々が責任を保有
- ★日米両国政府が各々適切であると判断した場合、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、計画に際して調整し、実施に際して協力（輸送手段の確保、輸送及び施設の使用を含む）
- ★必要が生じる場合、第三国の国民の退避に係る援助を検討（日米両国の各々の基準に従い検討）

国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

- ★国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し寄与（日米両国政府の各々の基準に従って実施）
- ★情報交換、及び国連安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際して協力（各々の能力を勘案し、適切に協力）

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

施 設 の 利 用

- 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく新たな施設・区域の適時、適切な提供
- 米軍による自衛隊施設及び民間港湾・空港の一時的使用の確保

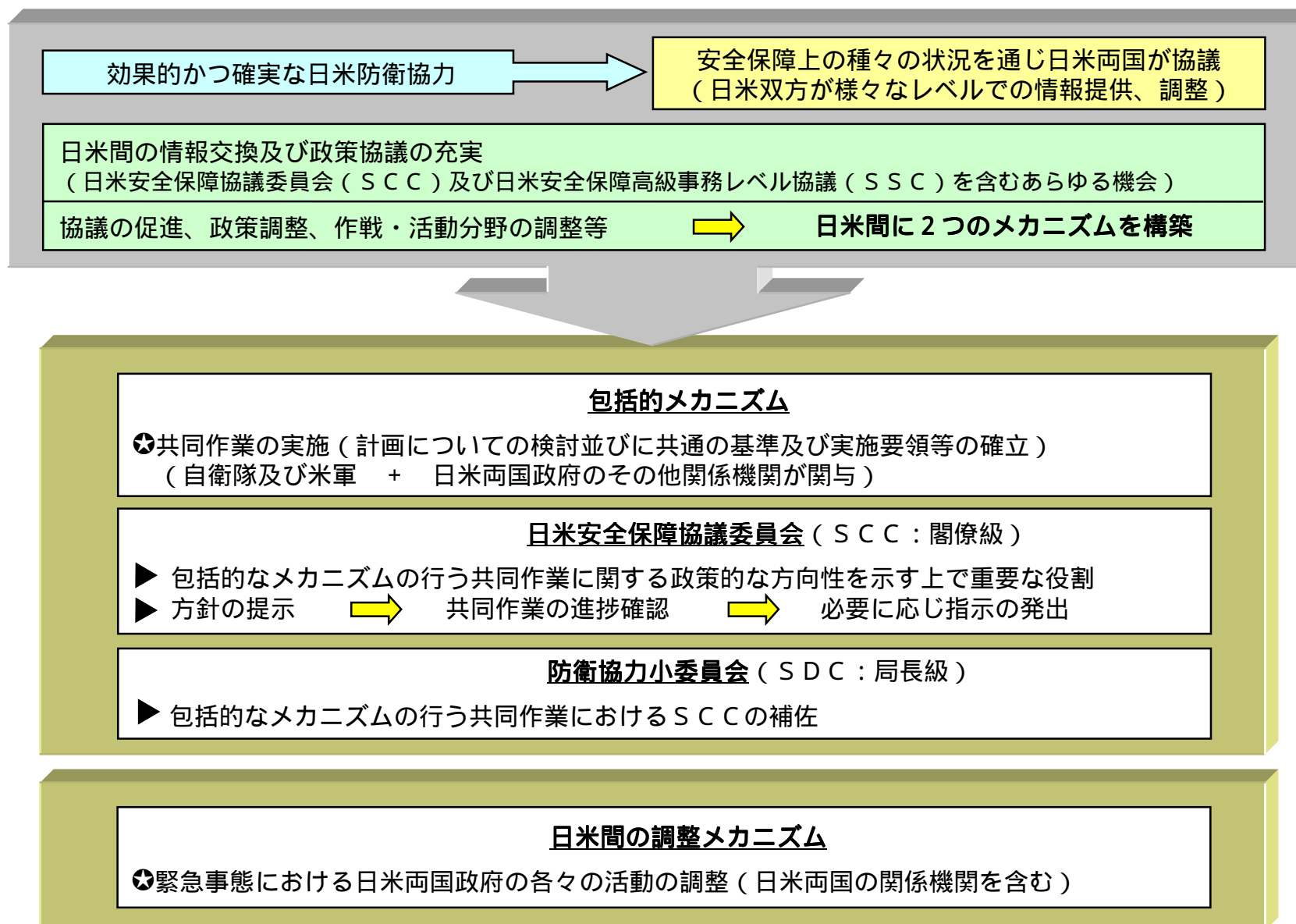
後 方 地 域 支 援

- 日米安保条約の目的達成のため活動する米軍を支援
 - ➡ 施設の使用、諸活動の効果的实施
- 主に日本領域、一部は戦闘地域と一線を画した日本の周囲の公海とその上空において実施
- 中央政府及び地方公共団体の権限、能力並びに民間が有する能力の適切な活用
- 自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切に支援

(3) 運用面における日米協力

- 自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保のため、情報収集、警戒監視、機雷の除去等を実施
- 米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復ための活動を実施
- ★ 関係機関の関与を得た協力及び調整
 - ➡ 自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性を強化

指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み



1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

計 画 に つ い て の 検 討

- ・日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることを期待（種々の状況を想定）
- ・日米両国政府は実際の状況に照らして日米両国各々の計画を調整
- ・共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との整合性を図るよう留意（周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合等に対応）

共同作戦計画についての検討	★日本に対する武力攻撃に際し整合性のある行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう検討（自衛隊及び米軍）
相互協力計画についての検討	★周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう検討（日米両国政府）

準備のための共通の基準の確立

- ★日本防衛及び周辺事態のための準備に関する共通の基準を確立（各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他）

- ⇒ 日米両国政府の合意による共通の準備段階の選択
- ⇒ 自衛隊、米軍その他の関係機関による準備のレベルに反映

共 通 の 実 施 要 領 等 の 確 立

- ★日本防衛のための共通の実施要領等（自衛隊及び米軍：通信、目標位置の伝達、情報活動、後方支援、相撃防止等）
- ★通信電子活動等に関する必要な事項（自衛隊及び米軍：相互運用性の重要性を考慮）

2 日米間の調整メカニズム

日米両国が行う諸活動の調整

- ★日米両国政府：調整会議開催、連絡員相互派遣、連絡窓口の指定（関係機関の関与）
- ★自衛隊及び米軍：調整メカニズムの一環としての日米共同調整所の準備

指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障環境を取り巻く諸情勢が変化

⇒ 状況に照らして必要と判断 ⇒ 適時かつ適切な形での見直し

参 考 資 料

- 1 「日米防衛協力のための指針」
1997年9月23日 ニューヨーク
- 2 「日米防衛協力のための指針」見直しの間とりまとめ
1997年6月7日 ホノルル ハワイ
- 3 「日米防衛協力のための指針」の見直しの進捗状況報告
1996年9月19日 ワシントン
- 4 日米安全保障共同宣言
1996年4月17日 東京
- 5 前「日米防衛協力のための指針」
1978年11月27日

「指針」見直しの経緯

年 月 日	会談・協議等	備 考
8 . 4 . 1 7	日米首脳会談	「日米安保共同宣言」：見直し開始を明記
8 . 6 . 2 8	防衛協力小委員会（ＳＤＣ）の改組	見直し作業開始
8 . 7 . 1 8	第１回ＳＤＣ	ＳＤＣの下に代理会合を設置
8 . 8 . 2	第１回ＳＤＣ代理会合	
8 . 9 . 1 3	第２回ＳＤＣ代理会合	作業班の設置
8 . 9 . 1 7	第２回ＳＤＣ	
8 . 9 . 1 9	日米安全保障協議委員会（２＋２）	「進捗状況報告」了承
「	専門家を含めた作業班（ＳＤＣワークショップ）を中心として作業を実施	
9 . 5 . 1 9	第３回ＳＤＣ代理会合	
9 . 6 . 3	第４回ＳＤＣ代理会合	
9 . 6 . 7	第３回ＳＤＣ	「中間とりまとめ」公表
9 . 7 . 2 9	第５回ＳＤＣ代理会合	
9 . 8 . 2 9	第４回ＳＤＣ	
9 . 9 . 9	第６回ＳＤＣ代理会合	
9 . 9 . 1 9	第７回ＳＤＣ代理会合	
9 . 9 . 2 2	第５回ＳＤＣ	
9 . 9 . 2 3	日米安全保障協議委員会（２＋２）	新「指針」了承

ＳＤＣ：防衛協力小委員会（Subcommittee for Defense Cooperation）